

写

前橋市教育委員会告示第7号

前橋市教育委員会4月定例会を次のとおり招集します。

平成28年4月14日

前橋市教育委員会

委員長 村山昌暢

記

1 日 時 平成28年4月19日(火) 午後3時00分

2 場 所 市役所11階南会議室

3 付議事件

(1) 報告第2号 職員の人事異動(課長級以上)の臨時代理について

(2) 報告第3号 前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正の臨時代理について

(3) 報告第4号 前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

平成 2 8 年 4 月 定 例 教 育 委 員 会 提 出 事 項

1 教育長報告

- (1) 職員の人事異動（課長補佐級以下）の専決について （ 総 務 課 ）
- (2) 平成 2 8 年度教育委員会事務の点検及び評価について （ 総 務 課 ）
- (3) 平成 2 8 年度学校施設等整備について （ 教 育 施 設 課 ）
- (4) 教職員の人事異動の概要について （ 学 校 教 育 課 ）

2 提出議案

議案番号	件 名	所 管 課
報告 2	職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について	総 務 課
報告 3	前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正の臨時代理について	総 務 課
報告 4	前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について	総合教育プラザ

3 その他

- (1) 行事について （ 総 務 課 ）
- (2) 平成 2 8 年度学校施設の工事概要について （ 教 育 施 設 課 ）
- (3) 平成 2 7 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について （ 生 涯 学 習 課 ）
- (4) 平成 2 7 年度前橋高等学校卒業生進路状況について （ 前 橋 高 等 学 校 ）
- (5) 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度（定期申込）の審査結果について （ 図 書 館 ）
- (6) 前橋市立図書館開館 1 0 0 周年記念「まえばし図書館フェスタ」開催について （ 図 書 館 ）
- (7) 「たいせつなあなたのためのブックキャンペーン（自殺予防啓発キャンペーン）」の結果報告について （ 図 書 館 ）

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 4 月定例会
平成 28 年 4 月 19 日 (火)
午後 3 時 00 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

- (1) 職員の人事異動（課長補佐級以下）の専決について
- (2) 平成 28 年度教育委員会事務の点検及び評価について
- (3) 平成 28 年度学校施設等整備について
- (4) 教職員の人事異動の概要について

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 報告第 2 号 職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について
- (2) 報告第 3 号 前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正の臨時代理について
- (3) 報告第 4 号 前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 平成 28 年度学校施設の工事概要について
- (3) 平成 27 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議の開催結果について
- (4) 平成 27 年度前橋高等学校卒業生進路状況について
- (5) 前橋市立図書館雑誌スポンサー制度（定期申込）の審査結果について
- (6) 前橋市立図書館開館 100 周年記念「まえばし図書館フェスタ」開催について
- (7) 「たいせつなあなたのためのブックキャンペーン（自殺予防啓発キャンペーン）」の結果報告について

職員の人事異動（課長補佐級以下）の専決について

平成28年4月1日付け職員の人事異動（課長補佐級以下）について、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第6条第1項の規定により、下記のとおり専決したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成28年4月19日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

記

1 異動 61人

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 課長補佐級 | 13人 |
| (2) 係長級 | 15人 |
| (3) 主査、主任、主事級 | 11人 |
| (4) 業務吏員 | 22人 |

2 新規採用 11人（うち割愛採用者7人）3 合計 72人

※ 名簿は、添付省略

教育委員会事務の点検・評価について（実施要領）

前橋市教育委員会

1 点検・評価の趣旨

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条）とされていることから、前橋市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の点検及び評価を行う。

2 具体的な取り組みの考え方

点検・評価の対象は、前年度の教育委員会の活動及び前年度の教育行政方針に基づき実施をした主な施策や事業とする。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ること（法第26条第2項）とされていることから、点検・評価の客観性を確保するため、点検・評価の結果に対して学識経験者から意見を聴取する。

3 本市における今年度の点検・評価の取り組み

(1) 点検・評価の対象

平成27年度の教育委員会の活動及び「平成27年度教育行政方針」に位置付けられた事業を基本に点検・評価を行う。

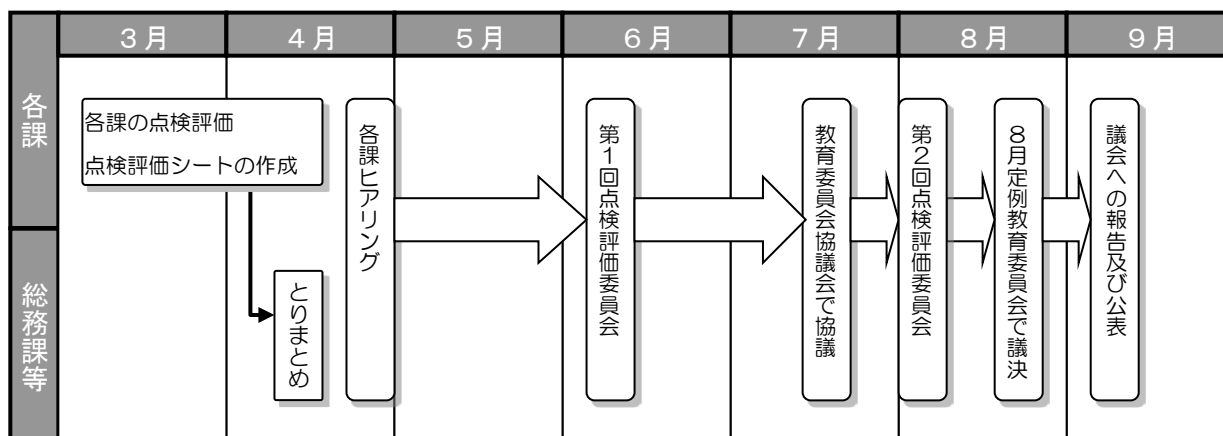
(2) 点検・評価の方法

「教育委員会事務点検及び評価委員会」を設置し、各課が作成した点検・評価シート並びに評価根拠資料等により、客観的な観点から点検・評価を行う。

(3) 学識経験者について

点検及び評価を行うに当たり、学校教育分野1名、社会教育分野2名の計3名の学識経験者から意見を聴取する。

(4) 平成28年度のスケジュール（案）



平成28年度学校施設等整備について

(小学校)

事業年度	事業区分	学校名	事業概要	工期 (予定)												備考			
				平成27年度			平成28年度										平成29年度 に渡る場合完 成予定		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			1	2
平成 28年度	校舎等 増改築	桃井小	校舎ほか改築工事															予定工期 平成28年6月～ 平成29年12月(切回し・解体工事含)	
		上川淵小	校舎増築・改修工事																予定工期 平成28年5月～平成29年2月
	元総社南 小	校舎改築工事																予定工期 平成28年1月～平成28年12月	
	下川淵小 芳賀小	校舎大規模改築工事																予定工期 平成28年6月～平成29年2月	
	上川淵小 ほか1校	校舎大規模改築実施設計																予定工期 平成28年5月～平成28年2月	
	城南小ほか 4校	体育館吊り天井撤去工 事																	予定工期 平成28年6月～平成28年10月
	元総社北 小ほか3校	トイレ大規模改築工事																	予定工期 平成28年6月～平成28年9月
	中川小 ほか3校	トイレ大規模改築実施設 計																	予定工期 平成28年8月～平成29年2月
	山王小ほか 4校	体育館吊り天井撤去実 施設計																	予定工期 平成28年8月～平成29年2月
	城東小	校舎外壁落下防止工事																	予定工期 平成28年7月～平成28年9月
	天川小 桂萱小	校舎外壁落下防止実施 設計																	予定工期 平成28年9月～平成29年1月
	桂萱小	プール改築工事																	予定工期 平成28年9月～平成29年2月
	山王小	プール改築実施設計																	予定工期 平成28年9月～平成29年2月
	城南小 ほか3校	空調改修工事																	予定工期 平成28年5月～平成28年7月

平成28年度学校施設等整備について

(中学校)

事業年度	事業区分	学校名	事業概要	工期 (予定)												備考			
				平成27年度			平成28年度										平成29年度 に遡る場合完 成予定		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			1	2
平成 28年度	校舎等新 増改築	第一中	北校舎改築工事															予定工期 平成28年6月～ 平成30年3月 (外構工事含)	
		粕川中	体育館耐震補強・大規模 改築工事																予定工期 平成27年12月～平成29年1月
	校舎等大 規模改修	六中ほか2 校	武道場・体育館吊り天井撤 去工事																予定工期 平成28年9月～平成28年12月
		東中ほか1 校	トイレ大規模改修工事																予定工期 平成28年6月～平成28年9月
	体育館建 設	鎌倉中	校舎外壁落下防止工事																予定工期 平成28年7月～平成28年9月
		三中	校舎外壁落下防止実施 設計																予定工期 平成28年9月～平成29年1月
		元総社中	改築工事																予定工期 平成27年12月～ 平成29年3月(プール解体工事・外構工事 含む)
	環境改善	東中	改築工事																予定工期 平成27年9月～ 平成29年3月(渡廊下工事・外構工事含む)
		木瀬中	改築工事																予定工期 平成27年9月～ 平成29年3月(プール解体工事・外構工事 含む)
			春日中 ほか6校	空気調和設備改修工事															予定工期 平成28年5月～平成28年9月

平成 27 年度末教職員人事の概要について

1 県費負担教職員の異動総件数 434 件 (470 件)

【学校教育課】

※ () 内は平成 26 年度末の件数

2 退職

(1) 退職状況 (義務教育学校関係のみ。形式退職は除く)

	校長	教頭	教諭	養護	栄養	事務	合計
定年	13(16)	1(1)	26(25)	1(2)	0(0)	2(2)	43(46)
勸奨	1(1)	0(1)	21(16)	0(0)	0(0)	0(0)	22(18)
一般	0(0)	0(0)	6(5)	0(0)	0(0)	0(0)	6(5)
合計	14(17)	1(2)	53(46)	1(2)	0(0)	2(2)	71(69)

(2) 近年の年度ごとの退職者数

	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
人数	50	45	37	47	55	66	70	58	71	74	69	71

3 管理職人事

(1) 校長

①校長の異動の状況

	新任	転任	転補	再任	合計
小学校	9(9)	3(3)	6(9)	3(2)	21(23)
中学校	4(4)	0(2)	4(2)	0(0)	8(8)
特支学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	13(13)	3(5)	10(11)	3(2)	29(31)

※校長平均年齢

小学校 56.6
(57.2)

中学校 56.8
(56.3)

全体 56.7
(56.8)

※女性校長 12名-17.4% (15名-20.0%)

②新任校長の年齢構成と平均年齢

年齢	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平均	合計
校長	27末		1	4	4		2	1	1			54.5	13人
	26末	4	2	2	1	1		2		1		55.2	13人
	25末		3	1	1	2	2	1				54.7	10人
	24末	1	4	5	4	1	2	1				55.4	18人

(2) 副校長

①副校長の異動状況

	新任	転任	転補	再任	合計
小学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中学校	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
養護学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)

※女性副校長 0名-0% (0名-0%)

②新任副校長の年齢構成と平均年齢

年齢	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	平均	合計
副校長	27末							1				51.0	1人
	26末					1						54.0	1人
	25末					1						54.0	1人
	24末												0人

(3) 教頭

①教頭の異動の状況

	新 任	転 任	転 補	再 任	合 計
小学校	8 (8)	1 (4)	9 (9)	0 (0)	18 (21)
中学校	5 (6)	0 (3)	5 (4)	0 (0)	10 (12)
養護学校	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
合 計	13 (15)	1 (7)	14 (13)	0 (0)	28 (35)

※教頭平均年齢

小学校 53.5
(52.9)
中学校 53.4
(52.7)
全 体 53.5
(52.8)

※女性教頭12名-17.4% (10名-14.1%)

②新任教頭の年齢構成と平均年齢

年齢		56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	平 均	合 計
教 頭	27末	1		2		4	1	2	2	1			51.5	13人
	26末	1	2	1	1	1	1	4	1	1	1	1	54.0	15人
	25末	1	2	2	2	2		1	2	1	3		51.2	16人
	24末	1	0	3	2	7	2	0	1	3	1	1	51.2	21人

(4) 女性管理職の人数と割合

	22末	23末	24末	25末	26末	27末
校 長	10 (13.9%)	7 (9.9%)	11 (15.5%)	15 (21.1%)	15 (20.0%)	12 (17.4%)
副校長	—	—	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
教 頭	13 (18.1%)	12 (16.7%)	12 (16.7%)	6 (8.3%)	10 (14.1%)	12 (17.4%)

4 教諭の転補・転任・採用

(1) 教諭異動の状況

	小学校	中学校	特支学校	合計
退職	49	30	1	80 (61)
転任	28	35	1	64 (79)
転補	67	39	6	112 (128)
採用	6	4	3	13 (14)
新採	29	19	0	48 (48)
再任用	6	10	1	17 (9)
合計	185	137	12	334 (339)

※退職には形式退職者も含める。

(2) 小学校と中学校の交流

	中学校から小学校へ	小学校から中学校へ	合計
校長	3	1	4
教頭	1	2	3
教諭	14	22	36
三職	3	3	6
合計	21	28	49

(3) 異動希望表明

	小学校	中学校	養護学校	合計
申請者	5	8	0	13
成立者	2	0	0	2

5 三職の転補・転任・採用

	養護	事務	栄養職員・教諭	合計
退職	3 (3)	3 (4)	0 (0)	6 (7)
転任	5 (5)	6 (11)	1 (2)	12 (18)
転補	5 (6)	8 (8)	1 (4)	14 (18)
採用	2 (0)	2 (1)	0 (0)	4 (1)
新採	1 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)
再任用	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
合計	16 (15)	21 (24)	2 (6)	39 (45)

※退職には形式退職者も含める。

6 新規採用教職員

	小学校	中学校	特支学校	合計
教諭	29 (29)	19 (19)	0 (0)	48 (45)
養護教諭	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
栄養職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
事務職員	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合計	31 (30)	19 (19)	0 (0)	50 (49)

7 市立前橋高校

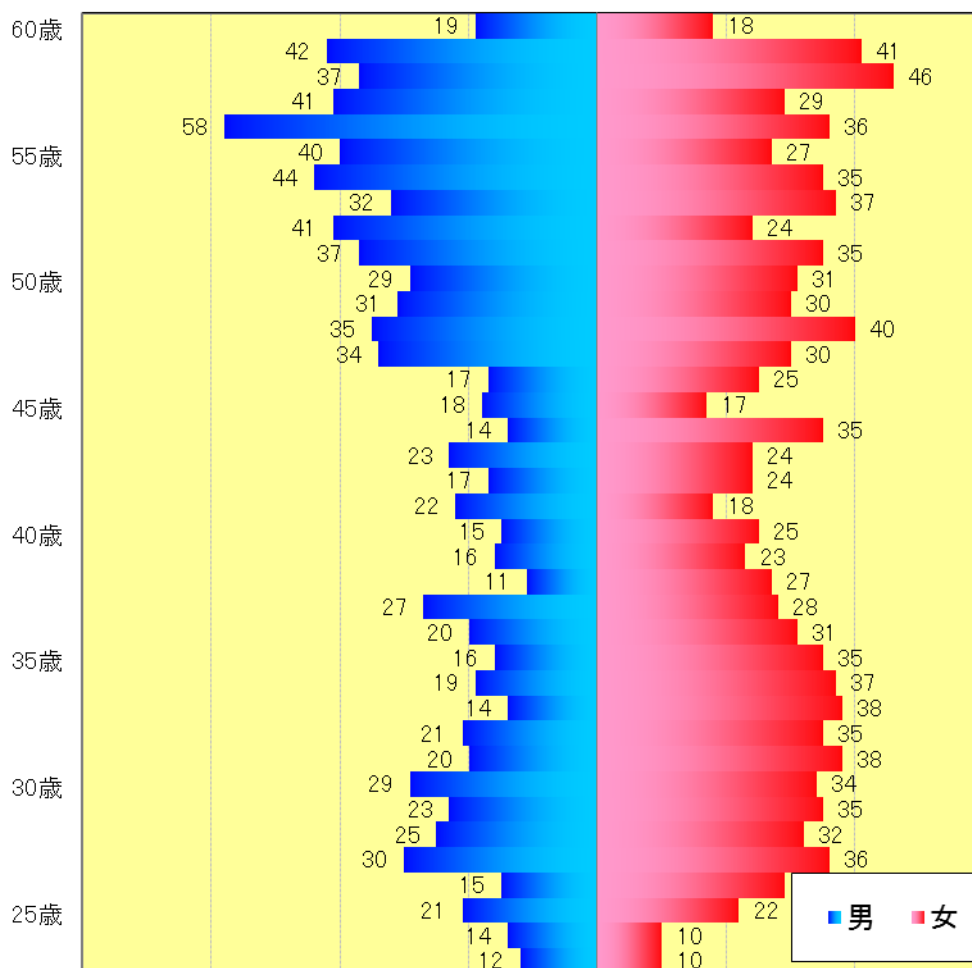
	校長	教頭	教諭	養護教諭	合計
退職（実質退職）	0（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（1）
転出（形式退職）	0（0）	1（0）	6（6）	1（0）	8（6）
転入（形式採用）	0（0）	1（0）	6（5）	1（0）	8（5）
昇任	0（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（1）
新採用	0（0）	0（0）	1（0）	0（0）	1（0）

※置籍の指導主事の異動は含まない。

8 市立幼稚園

	園長	教頭	教諭	合計
退職（実質退職）	0（0）	0（1）	0（0）	0（1）
転出（形式退職）	0（0）	0（1）	1（2）	1（3）
嘱託任期满了	2（0）	0（0）	0（0）	2（1）
転補	0（0）	0（0）	0（4）	0（4）
昇任	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
転入（形式採用）	0（0）	0（2）	0（0）	0（2）
嘱託任用	4（4）	0（0）	0（0）	4（4）

9 本市学校・幼稚園（市立前橋は除く）の教職員の年齢分布（管理職や再任用者を含む本務者）



報告第2号

職員の人事異動（課長級以上）の臨時代理について

平成28年4月1日付け職員の人事異動（課長級以上）については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

記

所 属	区 分	職	氏 名	転 出 入 先		備 考
				所 属	職	
文化財保護課	転入者	副参事	田中 隆夫	大胡支所地域振興課	副参事	
	転出者	—	—	—	—	
学校教育課	転入者	課 長	林 恭祐	箱田中学校	校長	割愛採用
	転出者	課 長	大井 利之	桂萱小学校	校長	割愛退職
生涯学習課	転入者	参 事	小崎 昭一	ごみ減量課	課長	異動昇任
	転出者	参 事	石倉 米一	—	—	定年退職
生涯学習課	転入者	—	—	—	—	—
	転出者	副参事	根岸 努	群馬県後期高齢者医療広域連合派遣	課長	異動昇任
生涯学習課	転入者	副参事	栗木 佳香	生涯学習課	課長補佐	昇 任
	転出者	—	—	—	—	—
粕川公民館	転入者	副参事	立川 一彦	粕川支所市民サービス課	課長	異動昇任
	転出者	—	—	—	—	—
青少年課	転入者	課 長	時澤 秀明	南橋中学校	校長	割愛採用
	転出者	課 長	山口 和良	桃井小学校	校長	割愛退職

報告第3号

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正の臨時代理について

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正については、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤博之

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成28年3月29日

前橋市教育委員会代理
教育長 佐藤博之

前橋市教育委員会規則第5号

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部を改正する規則

(前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部改正)

第1条 前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則(平成10年前橋市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第3項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改める。

(前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の一部改正)

第2条 前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則(平成10年前橋市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第23条第2項」を「第23条第3項」に改め、同条第3項中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則及び前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則の改正について（報告第3号）

総務課

1 改正の理由

行政不服審査法の改正に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 内容

前橋市情報公開条例及び前橋市個人情報保護条例の引用条項を改めることに伴い規定の整備を行う。

3 施行期日

平成28年4月1日

前橋市情報公開条例の施行に関する前橋市教育委員会規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(情報公開審査諮問書等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 条例第12条第3項の書面は、審査会諮問通知書とする。</p> <p>3 教育委員会は、<u>条例第12条第4項</u>の規定による裁決をしたときは、遅滞なく裁決書謄本送付書により、当該審査請求人に裁決書の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 省略</p>	<p>(情報公開審査諮問書等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 条例第12条第2項の書面は、審査会諮問通知書とする。</p> <p>3 教育委員会は、<u>条例第12条第3項</u>の規定による裁決をしたときは、遅滞なく裁決書謄本送付書により、当該審査請求人に裁決書の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 省略</p>

前橋市個人情報保護条例の施行に関する前橋市教育委員会規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(個人情報保護審査諮問書等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 条例第23条第3項の書面は、審査会諮問通知書とする。</p> <p>3 教育委員会は、<u>条例第23条第4項</u>の規定による決定をしたときは、遅滞なく決定書謄本送付書により、当該不服申立人に決定書の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 省略</p>	<p>(個人情報保護審査諮問書等)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 条例第23条第2項の書面は、審査会諮問通知書とする。</p> <p>3 教育委員会は、<u>条例第23条第3項</u>の規定による裁決をしたときは、遅滞なく裁決書謄本送付書により、当該審査請求人に裁決書の謄本を送付するものとする。</p> <p>4 省略</p>

報告第4号

前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し意見を付すことについての臨時代理について

前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正に係る専決処分書の作成に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を付すことについては、特に緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第11号）第5条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

記

- 1 専決処分する条例名
前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 教育委員会の意見
異議なし

専 決 処 分 書

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正について

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例（昭和32年前橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2注6及び7を次のように改める。

6 生計を一にする世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合（幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。）における2人目以後の児童に係る保育料（延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。）の額は、2人目の児童にあつてはこの表の（ ）内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の（ ）内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。

7 B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料（延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。）の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあつては0円とし、C階層と認定された世帯にあつては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円）とし、市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあつてはこの表の（ ）内の額（特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円）とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの

世帯

(2) 次に掲げる者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

（前橋市立学校の授業料等に関する条例）

第2条 前橋市立学校の授業料等に関する条例（昭和35年前橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表注3及び4を次のように改める。

3 生計を一にする世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合（保育所、小学校（第1学年から第3学年までに限る。）その他市長の定める施設に入所又は在学している場合を含む。）における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の（ ）内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、第2階層又は第3階層と認定された世帯で、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の（ ）内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。

4 第2階層又は第3階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料の額は、この表の規定にかかわらず、第2階層と認定された世帯にあつては0円とし、第3階層と認定された世帯にあつては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円）とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

前橋市長 山 本 龍

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例及び前橋市立学校の
授業料等に関する条例の改正について

子育て施設課・総合教育プラザ

1 改正の理由

子ども・子育て支援法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 年収約 3 6 0 万円未満相当の世帯の保育料の算定について、多子計算に係る年齢制限を廃止する。
- (2) 年収約 3 6 0 万円未満相当のひとり親世帯等の保育料の算定について、軽減措置を拡充する。

3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

公立幼稚園の保育料の変更について（資料）

【参考資料・総合教育プラザ作成】

現行

階層	第1子保育料 (円)	第2子保育料 (円)
第1階層 (生活保護世帯)	0	0
第2階層 (市民税非課税・均等割世帯)	3,000	1,200
第3階層 (所得割課税額 77,100円以下)	5,900	2,300
第4階層 (所得割課税額 211,200円以下)	6,200	2,400
第5階層 (所得割課税額 211,201円以上)	6,500	2,600

約360万円
未滿相当
の範囲

多子軽減について

○同一世帯から**2人以上が入園又は入学している場合、上の子が小学校3年生までは、第2子の保育料を半額**（第2子保育料欄の額）とし、第3子以降は**0円**とする。

ひとり親世帯等の軽減について

○第2、第3階層のひとり親、障害児者のいる世帯の場合
第2階層は、保育料を**0円**とする。
第3階層の第1子は、 $5,900円 - 1,000円 = 4,900円$
第2子は $4,900円 \times 0.4 = 1,900円$ (100円未滿切り捨て)

条例改正後（28年4月～年収360万円未滿相当に限る。）

階層	第1子保育料 (円)	第2子保育料 (円)
第1階層 (生活保護世帯)	0	0
第2階層 (市民税非課税・均等割世帯)	3,000	<u>1,200</u>
第3階層 (所得割課税額 77,100円以下)	5,900	<u>2,300</u>
第4階層 (所得割課税額 211,200円以下)	6,200	2,400
第5階層 (所得割課税額 211,201円以上)	6,500	2,600

多子軽減について～多子計算に係る年齢制限を撤廃～

○同一世帯で**2人以上の子を扶養している場合、上の子の年齢にかかわらず第2子の保育料を半額**（第2子保育料欄の額）とし、第3子以降は**0円**とする。

ひとり親世帯等の軽減について～拡充～

○第2、第3階層のひとり親、障害児者のいる世帯の場合
第2階層は、保育料を**0円**とする。
第3階層の第1子は、 $5,900円 - 1,000円 \times 0.4 = 1,900円$
第2子以降は**0円**とする

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
<p>別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表 表 省略 注 1～5 省略 6 <u>生計を一にする世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。</u> 7 <u>B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあつては0円とし、C階層と認定された世帯にあつては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とし、市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあつてはこの表の()内の額(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とする。</u> (1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u> (2) <u>次に掲げる者を有する世帯</u> ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u> イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育</u></p>	<p>別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表 表 省略 注 1～5 省略 6 <u>同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。</u> 7 <u>B階層又はC階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあつては0円とし、C階層と認定された世帯にあつてはこの表の階層区分ごとの保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額(同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。))は、注6の規定にかかわらず、2人目の児童については、この表の階層区分ごとの保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</u> (1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u> (2) <u>次に掲げる者を有する世帯</u> ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u> イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育</u></p>

<p>手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>8 省略</p>	<p>手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>8 省略</p>
--	--

前橋市立学校の授業料等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
<p>別表(第2条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>注</p> <p>1~2 省略</p> <p>3 <u>生計を一にする世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合(保育所、小学校(第1学年から第3学年までに限る。))その他市長の定める施設に入所又は在学している場合を含む。)</u>における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、<u>第2階層又は第3階層と認定された世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。))が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。</u></p> <p>4 <u>第2階層又は第3階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料の額は、この表の規定にかかわらず、第2階層と認定された世帯にあつては0円とし、第3階層と認定された世帯にあつては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とする。</u></p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>注</p> <p>1~2 省略</p> <p>3 <u>同一世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合(保育所、小学校(第1学年から第3学年までに限る。))その他市長の定める施設に入所又は在学している場合を含む。注4において同じ。)</u>における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。</p> <p>4 <u>第2階層又は第3階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料の額は、この表の規定にかかわらず、第2階層と認定された世帯にあつては0円とし、第3階層と認定された世帯にあつてはこの表の第3階層の保育料から1,000円を減じた額(同一世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合は、注3の規定にかかわらず、2人目の児童については、この表の階層区分ごとの保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満</u></p>

<p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる者を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>5 省略</p>	<p>の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる者を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>5 省略</p>
---	---

教育委員会5月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日	「こども春まつり」(1日、3～5日)		児童文化センター	青少年課
2	月				
3	火	こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
4	水	こどもの日フェスティバル おはなし会	11:00	こども図書館	図書館
5	木	こども図書館員	10:00	こども図書館	図書館
		こどもの日フェスティバル 紙芝居ライブ	11:00、14:00	こども図書館	図書館
6	金				
7	土				
8	日	阿久沢家住宅オープニングセレモニー	10:00～12:00	柏倉町601番地1	文化財保護課
9	月	前橋市教職員全体研修会	14:25	ベイシア文化ホール	総合教育プラザ
10	火				
11	水	市P連広報研修会	10:00～12:00	総合福祉会館	学校教育課
12	木				
13	金	ブックスタートボランティア登録証交付式及び研修会	9:30	中央公民館視聴覚スタジオ	図書館
14	土	前橋ユネスコ協会総会	16:00～	前橋テルサ	生涯学習課
15	日	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	月	移動音楽教室①(中)	10:30～11:30 14:00～15:00	ベイシア文化ホール	学校教育課
17	火	教育委員会5月定例会	15:00	11階南会議室	総務課
		中学生海外研修2次選考会	14:00～18:00	総合福祉会館	青少年課
18	水				
19	木	生涯学習奨励員連絡協議会総会	13:00～	中央公民館ホール	生涯学習課
		遊び場指導員委嘱式・感謝状贈呈式・全体研修会	10:00～12:00	総合福祉会館	青少年課
		幼保小連携地区ブロック全体会	15:30	総合福祉会館	総合教育プラザ
20	金				
21	土				
22	日	詩をきこう、詩であそぼう～子ども向け詩の朗読会	14:00	こども図書館	図書館
23	月	教育福祉常任委員会	13:00	第一委員会室	
24	火	学校警察等連絡会議全体会	15:00～16:45	総合福祉会館	青少年課
25	水	第1回国際教育推進委員会	15:00～16:30	市庁舎会議室	青少年課
		前橋市教育支援委員会 第1回全体会	13:30	総合教育プラザ63研修室	総合教育プラザ
26	木	市P連定期総会・懇親会	16:00～20:00	前橋テルサ	学校教育課
27	金	群馬県公民館連合会総会	13:00～	中央公民館3階ホール	生涯学習課
28	土	中学生海外研修結団式・第1回事前研修会	9:30～10:30	児童文化センター	青少年課
29	日				
30	月	移動音楽教室②(中)	10:30～11:30 14:00～15:00	ベイシア文化ホール	学校教育課
		青少年支援センター補導員総会	15:00～17:00	総合福祉会館	青少年課
31	火				

教育委員会6月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	水				
2	木				
3	金	第1回前橋市総合教育プラザ運営委員会	15:00～16:45	総合教育プラザ63会議室ほか	総合教育プラザ
		前橋市学校交通安全連絡協議会総会	13:30	総合福祉会館	学校教育課
		市P連青バト講習会	18:30	総合福祉会館	学校教育課
4	土				
5	日				
6	月	前橋市読み聞かせグループ連絡協議会総会及び第1回研修会	10:00	中央公民館501・502学習室	図書館
7	火				
8	水				
9	木	教育現場視察			総務課
		教育委員会6月定例会(予定)	14:00	11階南会議室	総務課
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火	平成28年第2回定例会市議会(～30日)		議場	
15	水	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	木				
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火	総括質問(1日目)		議場	
22	水	総括質問(2日目)		議場	
23	木	総括質問(3日目)		議場	
		移動音楽教室③(小)	10:30～11:30 14:00～15:00	ベイシア文化ホール	学校教育課
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	前橋市読み聞かせグループ連絡協議会 第2回研修会	10:00	前橋市芸術文化れんが蔵	図書館
28	火				
29	水	第38回少年の主張前橋大会	13:00～17:00	総合福祉会館	青少年課
30	木				

平成 2 8 年度学校施設の工事概要について

教育施設課

- 1 第一中学校北校舎改築工事の概要について
- 2 桃井小学校校舎ほか改築工事の概要について
- 3 下川淵小学校校舎大規模改造工事の概要について
- 4 芳賀小学校校舎大規模改造工事の概要について

1 第一中学校北校舎改築工事の概要について

1 基本方針

- (1) 県都前橋の中学校としてふさわしい施設と機能を備えた学校とします。
- (2) 生徒の個性をのばす施設とします。
- (3) 環境やエコロジー（省エネ）に配慮した施設整備をします。
- (4) 生徒の活動の場としての快適で落ち着きのある施設とします。
- (5) 安全に配慮した施設とします。
- (6) 地域に開かれた施設とします。

2 敷地・工事概要

- (1) 敷地面積：20,510㎡
- (2) 中学校：鉄筋コンクリート造4階建 延べ面積5,944.86㎡
〔 所要室：普通教室（12）、特別教室（9）、職員室、校長室、保健室、放送室、図書室、会議室、コンテナ室、便所、エレベーター、地域活動室ほか 〕

3 施設等の特徴

- (1) 校舎の配置について
敷地の有効利用及び将来性を考慮し、4階建ての校舎を計画します。
- (2) 環境への配慮について
普通教室を南側に設け、採光と通風に配慮した計画とします。
屋上に太陽光発電装置を設置し、環境への学習効果を高めます。
- (3) 平面計画について
施設の利用頻度を考慮し、1階に管理諸室、2・3階に普通教室、4階に特別教室を計画します。
また、各階にホールを設け、生徒の憩い・学習・交流の場として計画します。
- (4) 内装について
生徒が直接手を触れる廊下の壁などに、やわらかく温かみがあり調湿効果がある木材を使用します。

4 事業経緯、今後の計画等

平成26年度	基本・実施設計
平成27年度	仮設校舎設置、既設北校舎解体
平成28、29年度	新北校舎建設工事 (平成28年6月着工、平成29年8月完成予定)
平成29年度	新北校舎で授業開始 仮設校舎解体後、校庭を整備予定

2 桃井小学校校舎ほか改築工事の概要について

1 基本方針

- (1) 桃井、中央両小学校の良き伝統を引き継ぐとともに、これからの時代の新しい教育を見据えた高機能で多機能な施設とします。
- (2) 児童の個性をのばす施設とします。
- (3) 環境やエコロジー（省エネ）に配慮した施設整備をします。
- (4) 児童の活動の場としての快適で落ち着きのある施設とします。
- (5) 安全に配慮した施設とします。
- (6) 家庭や地域を結ぶ地域コミュニティの拠点となる施設とします。

2 敷地・工事概要

- (1) 敷地面積：15,531㎡
- (2) ①鉄筋コンクリート造3階建 延べ面積9,633㎡
小学校（8,729㎡）

所要室：普通教室（18）、特別教室（6）、職員室、校長室、保健室、放送室、図書室、ホール、トイレ、階段、エレベーター、通級指導教室ほか

コミュニティセンター

（専用部分802㎡、共有部分514㎡、計1,316㎡
所要室：多目的ホール、和室ほか）

消防分団（102㎡）

- ②木造平家建 延べ面積198㎡

放課後児童クラブ（心身障害児集団活動・訓練事業含む。）

3 施設等の特徴

- (1) 各施設の配置について

ア 新校舎はグラウンドに面するよう学校用地の北側に配置し、体育館は緊急時の避難所としての用途もあるため、既存耐震性貯水槽がある東側に配置します
イ コミュニティセンターは、地域の人たちと子供たちが交流できるよう相互のセキュリティに配慮しつつ、北東側に配置します。

ウ 放課後児童クラブは、児童と園児が共に交流ができるよう考慮し、校舎と保育所予定地の間に配置とします。

エ 消防分団は、校舎と一体となるよう配慮し、かつ、児童の消防車両出動時の安全面に考慮するとともに、消防活動を身近に感じ学習できるよう校舎の北東角に配置します。あわせて、ホース乾燥棟も北東角に設けます。

(2) 環境への配慮について

普通教室を南側に設け、採光と通風に配慮した計画とします。また、屋上に太陽光発電装置を設置し、環境への学習効果を高めます。

(3) 駐車場について

学校、コミュニティセンター、通級指導教室及び消防団の使用する駐車場については、約85台の駐車を想定し、校舎1階に駐車場を設けるほか、教職員は、昼間の出入りが少ないため、西側道路からのアクセスを検討し、西側中央にも配置します。

(4) 内装について

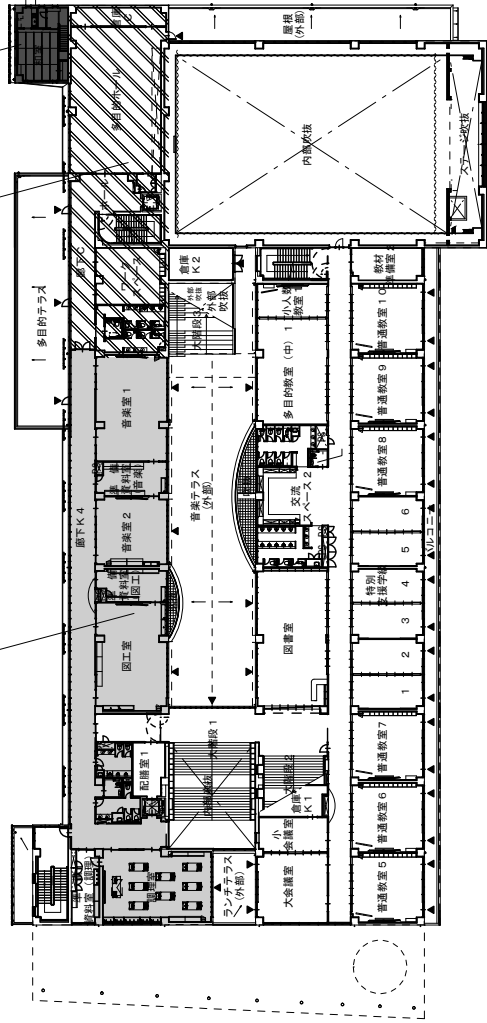
児童が直接手を触れる廊下の壁などに、やわらかく温かみがあり調湿効果がある木材を使用します。

4 事業経緯、今後の計画等

平成27年度	基本・実施設計
平成28、29年度	既設校舎解体後、新校舎建設工事 (平成28年9月着工、平成29年12月完成予定 工事期間中は旧中央小学校を利用)
平成29年度	外構整備
平成30年度	新校舎で授業開始

消防分団

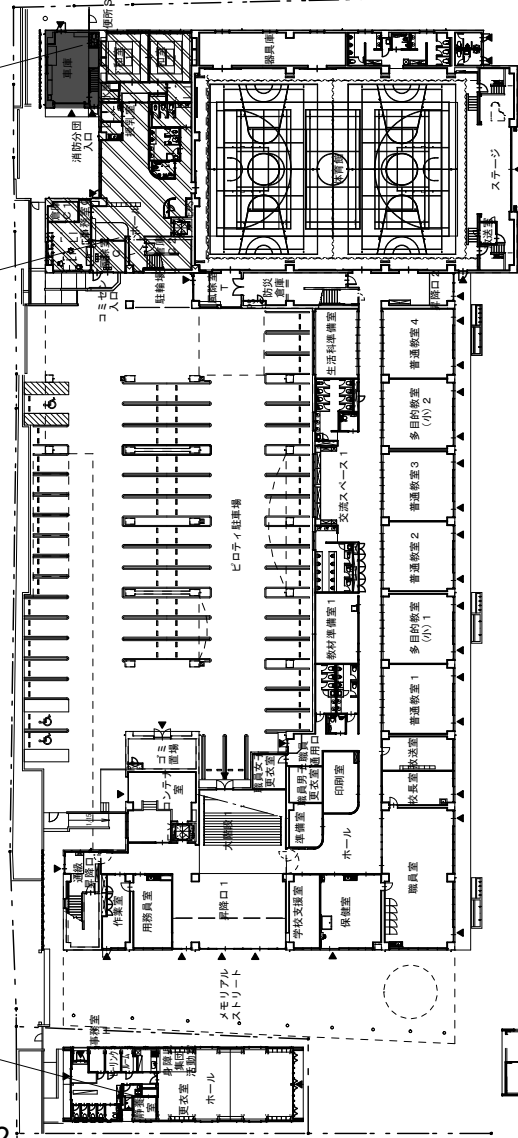
開放エリア（共用部分） コミュニティセンター（専用部分）



放課後児童クラブ

消防分団

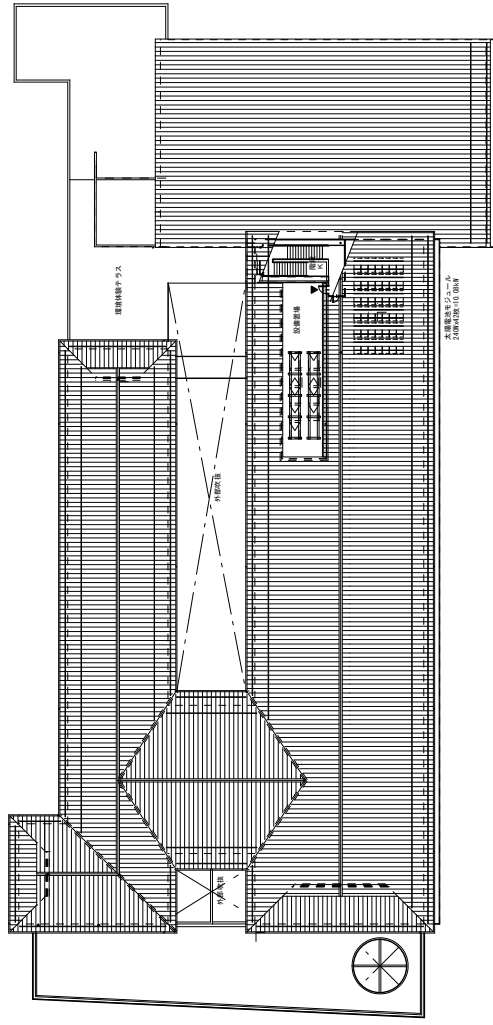
コミュニティセンター（専用部分）



運び場

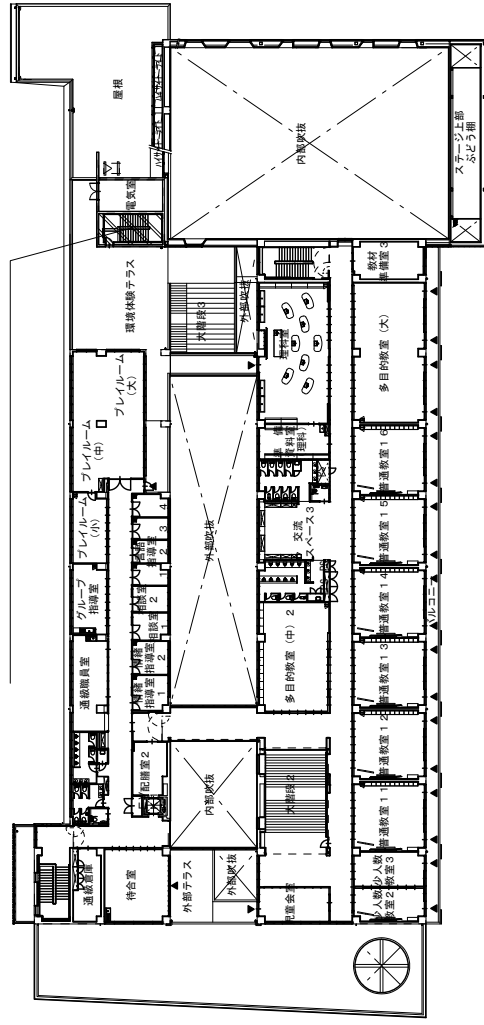
1階平面図 S=1/600

2階平面図 S=1/600



P.H階平面図 S=1/600

コミュニティセンター（専用部分）



3階平面図 S=1/600

3 下川淵小学校校舎大規模改造工事（第一期）の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシの取替えなどの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造3階建 南校舎（管理教室棟・普通教室棟）

改修部分延べ面積2,136.00㎡

内外装改修、設備機器、サッシ取替工事など

- ・1階所要室：普通教室(4)、特学教室(2)、昇降口、廊下
- ・2階所要室：普通教室(3)、少人数教室、職員室、校長室、廊下
- ・3階所要室：普通教室(4)、資料室、廊下

3 事業経緯、今後の計画等

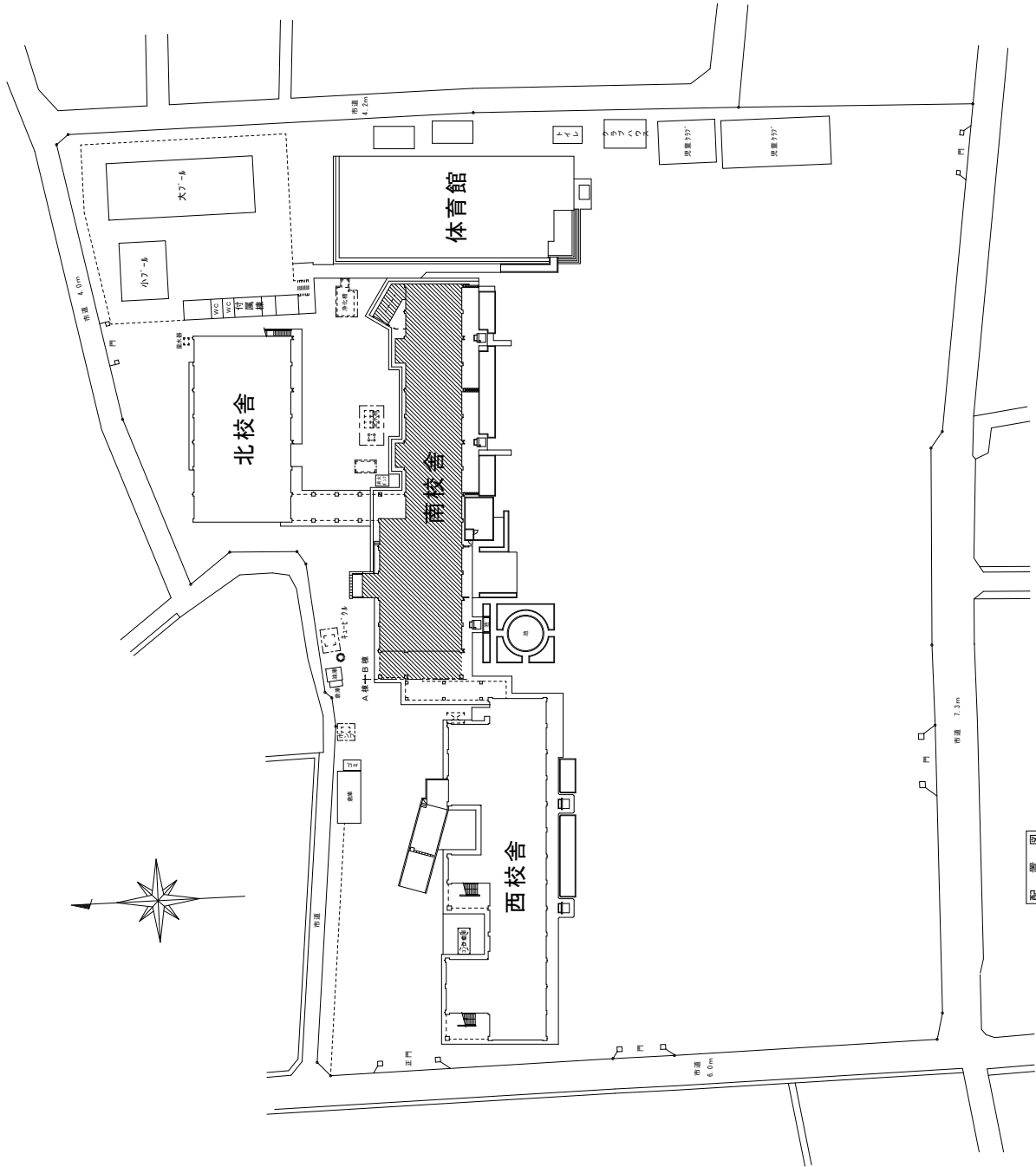
平成26年度 実施設計

平成28年度 大規模改造工事（第一期）南校舎施工

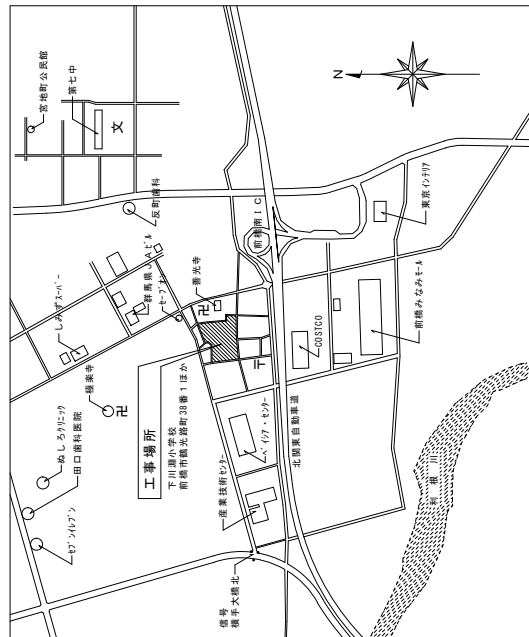
平成29年度 大規模改造工事（第二期）北校舎施工（予定）

平成30年度 大規模改造工事（第三期）西校舎施工（予定）

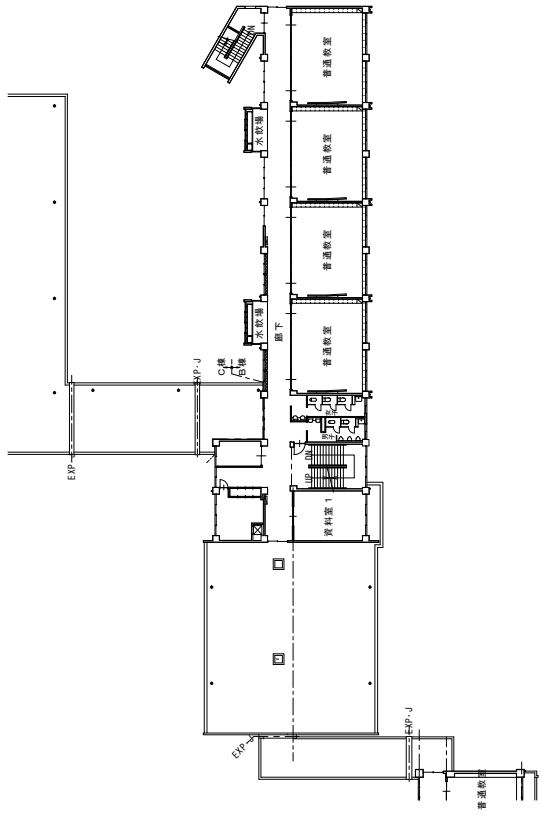
下川淵小学校校舎大規模改造工事（第一期）



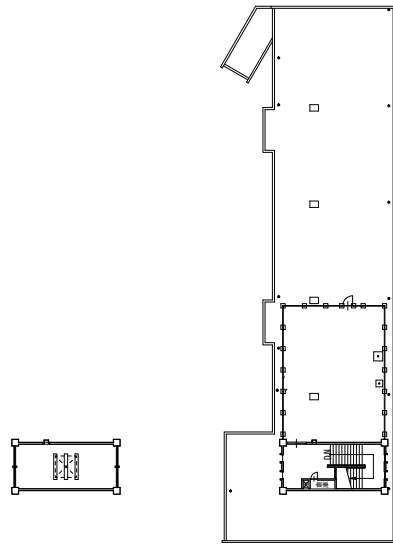
配置図



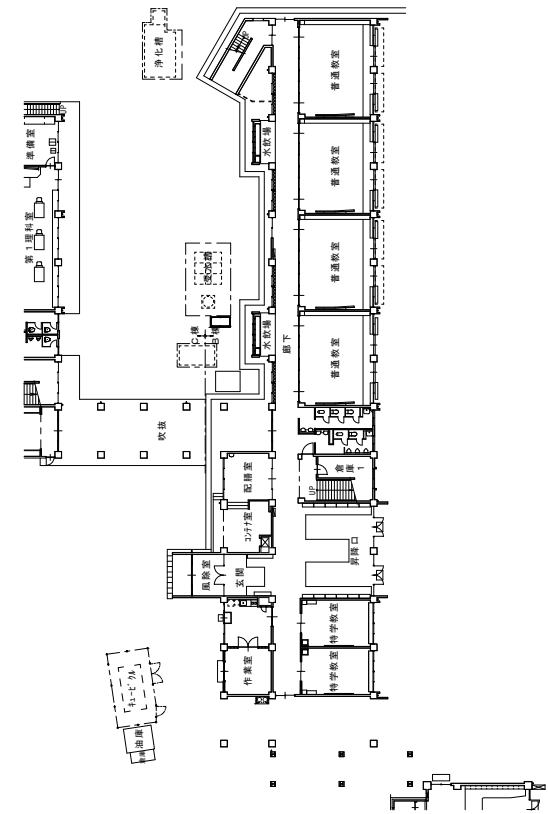
案内図



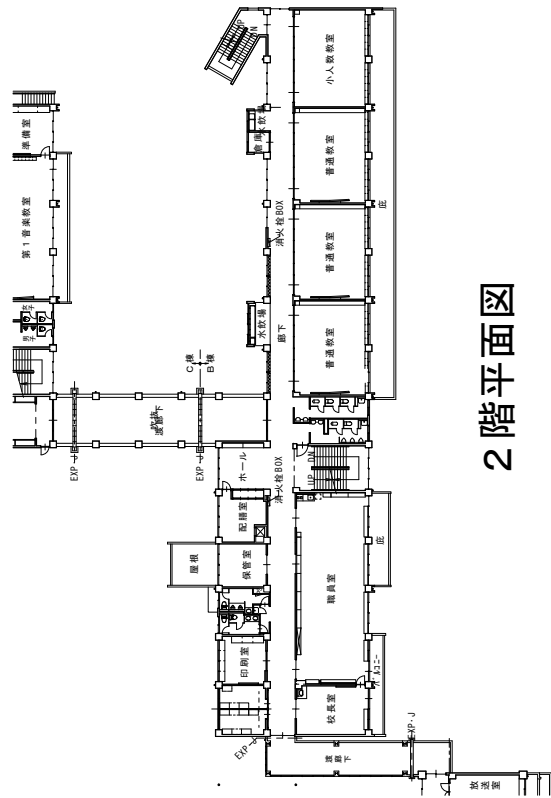
3階平面図



R階平面図



1階平面図



2階平面図

下川淵小学校校舎大規模改造工事（第一期）

4 芳賀小学校校舎大規模改造工事（第一期）の概要について

1 基本方針

経年により劣化した内外装の改修、老朽化した設備機器、サッシの取替えなどの工事を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。

2 工事概要

校舎改造：既存鉄筋コンクリート造3階建 南校舎（管理教室棟・普通教室棟）

改修部分延べ面積2,315.00㎡

内外装改修、設備機器、サッシ取替工事など

- ・1階所要室：普通教室（5）、保健室、昇降口、廊下
- ・2階所要室：普通教室（4）、職員室、校長室、廊下
- ・3階所要室：普通教室（6）、放送室、廊下

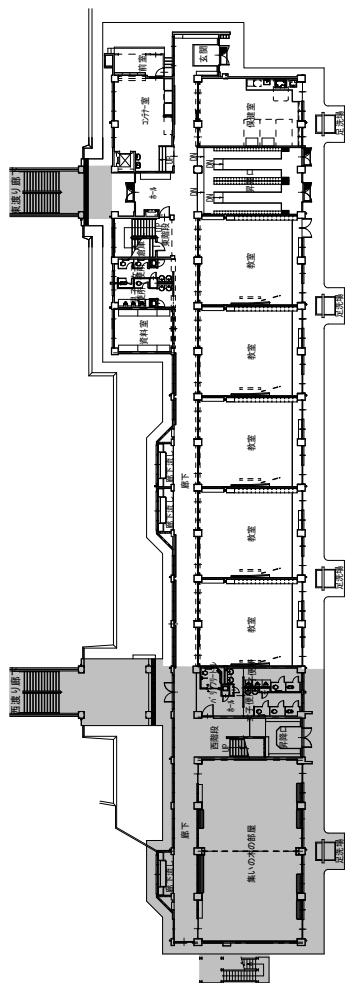
3 事業経緯、今後の計画等

平成26年度 実施設計

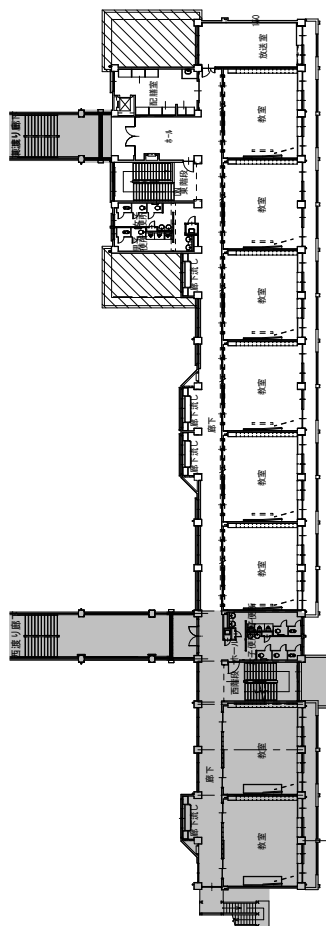
平成28年度 大規模改造工事（第一期）南校舎施工

平成29年度 大規模改造工事（第二期）西校舎施工（予定）

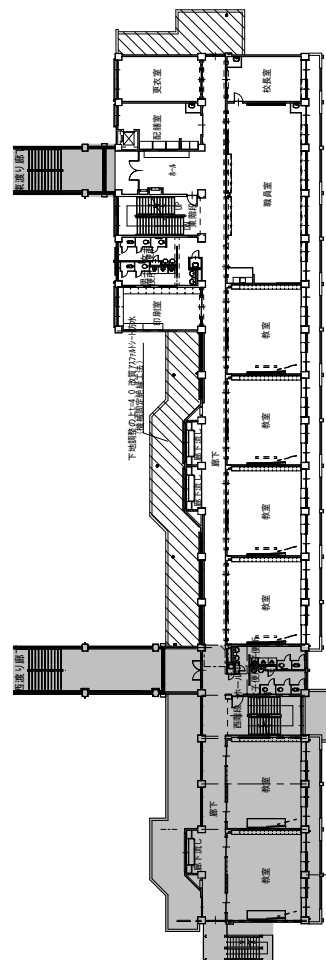
平成30年度 大規模改造工事（第三期）北校舎施工（予定）



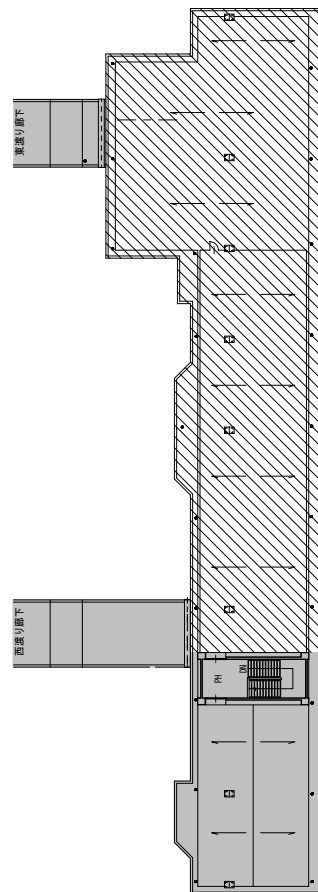
1 階平面図



3 階平面図



2 階平面図



R 階平面図

芳賀小学校校舎大規模改造工事（第一期）

審議会等の会議の開催結果について

会 議 名	平成 27 年度第 4 回前橋市社会教育委員会議
日 時	平成 28 年 3 月 4 日 (金) 午前 10 : 00 ~ 12 : 00
場 所	中央公民館 505 学習室
出 席 者	(委員 : 10 名) 今野議長、大森委員、森谷委員、石川委員、清水委員、小林正明委員、辻委員、猪熊委員、頼富委員、小林妙恵委員 (事務局 : 11 名) 佐藤教育長、関谷教育次長、塩崎指導担当次長、小島総務課長、山口青少年課長、石倉生涯学習課長 他 6 名
議 題	(1) 協 議 ① 時代の要請に応えるコミュニティセンターの在り方 ② その他 (2) 連 絡 今後の予定について
結果概要	「時代の要請に応えるコミュニティセンターの在り方」をテーマに、具体的に協議を進めた。特に、平成 30 年度にオープン予定の桃井小学校に併設する(仮称)第一コミュニティセンターの管理・運営、地域との連携方法等について重点的に協議をした。
主な意見等	1 コミュニティセンターの運営について ○多くのコミュニティセンターは、市の他の施設に併設されている。(第二:保健センター、第三:総合教育プラザ、第四:総合福祉会館)各コミュニティセンターが、併設した施設と連携した事業を積極的に展開することにより、特色ある社会教育事業が展開できると考える。 ○コミュニティセンターの運営については、事務局による戦略的なコーディネートが必要である。事務局の社会教育主事による定期的な巡回等も検討してほしい。 2 (仮称)第一コミュニティセンターについて ○(仮称)第一コミュニティセンターの運営については、生涯学習課、中央公民館、桃井小学校等が、有機的に連携することが重要である。 ○桃井小学校と併設していることを生かした特色を出すとともに、時代にマッチした施設にする工夫が必要である。 ○コミュニティ・スクールについては、国内外問わず様々な運営がなされてきたが、地域に根ざした「前橋市版」のコミュニティ・スクールをつくり上げてほしい。

前橋市立前橋高等学校 平成27年度進路概況

進路別人数(過去10年間の実人数)

年度	進路	短大	大学	専修・各種	就職	その他	合計
平成27年度		16	156	43	9	13	237
平成26年度		19	144	64	6	7	240
平成25年度		20	127	58	8	21	234
平成24年度		15	134	72	2	12	235
平成23年度		21	125	50	9	28	233
平成22年度		29	114	62	11	19	235
平成21年度		29	128	57	5	17	236
平成20年度		32	112	68	11	13	236
平成19年度		24	97	80	13	15	229
平成18年度		32	97	70	15	19	233

国公立大学合格者人数(過去10年間の実人数) ()は過年度卒内数

年度	種別		合計	公立	
	国立	私立		国立	私立
平成27年度	5	11(1)	16(1)	5	11(1)
平成26年度	7(1)	2(2)	28(3)	7(1)	2(2)
平成25年度	7(1)	11	18(1)	7(1)	11
平成24年度	8(2)	7	15(2)	8(2)	7
平成23年度	7(3)	12(2)	19(5)	7(3)	12(2)
平成22年度	7(1)	12(2)	19(3)	7(1)	12(2)
平成21年度	4	7	11	4	7
平成20年度	2	7	9	2	7
平成19年度	1	9	10	1	9
平成18年度	3	8(1)	11(1)	3	8(1)

平成27年度卒業生の進路状況 男女別・地域別内訳

種別	男女		計	県内		県外
	男	女		計	内	
国立大	3	2	5	3	2	
公立大	2	8	10	8	2	
私立大	69	72	141	56	85	
大学計	74	82	156	67	89	
短大	0	16	16	10	6	
専修・各種	13	30	43	33	10	
民間就職	6	1	7	6	1	
公務員	0	2	2	2	0	
進路努力継続中	10	2	12	12	0	
無業・その他	0	1	1	1	0	
合計	103	134	237	131	106	

合格者・内定者のべ人数一覽 ()は過年度卒内数

大学	人数	大学	人数	短大	人数	専修・各種	人数	就職	人数	その他	人数	合計
1 大学	281	武蔵野大	1	関東学園大	4	前橋東看護学校	2					2
【国公立大学】	16	立正大	4	上武大	11	東日本製菓技術専門学校	1					1
群馬大	3	白鷺大	3	日本体育大	1	東日本デザイン&コンピュータ専門学校	3					3
北海道教育大函館校	1	明星大	1	仙台大	1	高崎動物専門学校	1					1
秋田大	1	文京学院大	1	桜美林大	1	東日本栄養医療専門学校	1					1
群馬県立女子大	2	中央学院大	1	平成国際大	1	渋川看護専門学校	1					1
群馬健康科学大	3	城西大	10	鎌倉女子大	2	太田医療技術専門学校	3					3
前橋工科大	2	群馬パース大	9	相模女子大	1	文化服装学院	1					1
高崎経大	2(1)	帝京科学大	2	拓殖大	3	新東京歯科技工士学校	1					1
名城大	1	共立女子大	2	東京国際大	3	大原スポーツ公務員専門学校高崎校	5					5
長岡造形大	1	関東学院大	1	つくば国際大	2	東京リゾーツスポーツ専門学校	1					1
【私立大学】	265	東京工芸大	1	淑徳大	1	群馬調理師専門学校	2					2
青山学院大	1	大妻女子大	1	千葉科学大	1	前橋市医師会立前橋准看護学校	3					3
立命館大	1	麗澤大	1	湘南工科大	1	日本大学医学部附属看護専門学校	1					1
明治学院大	2	共栄大	1	嘉悦大	1	関東職能大	1					1
獨協大	5	足利工大	2	日本獣医生命科学大	1	大宮こども専門学校	1					1
日本大	10	東北学院大	1	2 短期大学	20	専門学校ビジョナリーアーツ	1					1
東洋大	12(2)	駿河台大	3	大月短	1	茨メテアカルアカデミー	1					1
駒澤大	3	麻布大	1	東京福祉大短大	2	埼玉医大付看護専門学校	1					1
専修大	3	北里大	1	群馬医療福祉短	2	たかさぎ・ナイチンゲール学院	1					1
国学院大	1	阪南大	2	女子栄養大短大	1	4 就職	9					9
大東文化大	11(1)	関西外大	1	埼玉女短	4	群馬県警察 警察事務	1					1
帝京大	4	桐生大	4	戸板女短	1	群馬県警察 警察官B	1					1
東海大	2(1)	日本工大	5	育英短	3	前橋市農業協同組合	1					1
玉川大	1	東邦大	1	桐生大短大部	2	日本製線株式会社前橋工場	1					1
高崎健康福祉大	17	成蹊大	1	関東短	1	厚木プラスチック株式会社	1					1
共愛前橋国際大	9	千葉工大	5	明和学園短	1	東京電力株式会社	1					1
新潟医療福祉大	2	埼玉工大	7	新島学園短	1	フラス株式会社前橋工場	1					1
群馬医療福祉大	11	流通経済大	2	高崎商短大部	1	株式会社昭和食品	1					1
新潟リハビリ大	2	東京工科大	3	3 各種・専門学校	48	株式会社旭コーポレーション	1					1
日本医療科学大	6	清和大	1	高崎医療附属看護専門学校	1							
京都美術工芸大	1	近畿大	7	伊勢崎敬愛看護学院	3							
高崎商大	7	長崎国際大	1	群馬県高等歯科衛生士学院	2							
昭和女子大	2	千葉商大	1	群馬県美容専門学校	3							
神奈川大	6	神奈川工科大	1	群馬法科ビジネス専門学校	1							
東京福祉大	13	埼玉医大	1	高崎歯科衛生専門学校	2							
東邦菅大	1	東都医療大	1	中央情報経理専門学校	3							
文教大	5	松蔭大	1	日本工学院八王子専門学校	1							
横浜美大	1	桐蔭横浜大	2									
大正大	2	帝京平成大	1									

前橋市立図書館雑誌スポンサー制度の審査結果について

図書館

前橋市立図書館では、平成28年4月からの雑誌スポンサーを決定いたしました。

1. 申込期間
平成28年2月1日から3月31日まで
2. スポンサー期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
3. 申込件数 7件 雑誌タイトル 16誌
(内訳：法人その他の団体 5件 個人 2件)
4. 承認件数 7件 雑誌タイトル 16誌
(内訳：法人その他の団体 5件 個人 2件)

	スポンサー名	提供雑誌	広告掲出	HP名称公表
1	レストランホテル 音羽倶楽部 様	オレンジページ 男の隠れ家 旅の手帖	有 有 有	有 有 有
2	株式会社カクイチ 前橋営業所 様	一個人	有	有
3	市川建設株式会社 様	住まいの設計 Casa BRUTUS	有 有	有 有
4	図書館利用者 様	月刊 陸上競技 ランナーズ サイクルスポーツ		
5	図書館利用者 様	アルバトロス・ビュー STORY		
6	株式会社 春木堂 様	おとなの週末 日経おとなのOFF 日経 TRENDY	有 有 有	有 有 有
7	高橋機工有限会社 様	ESSE CHANTO		有 有

前橋市立図書館開館100周年記念「まえばし図書館フェスタ」

図書館

- 1 趣 旨 大正5年の創設以降、前橋市立図書館が平成28年に開館100周年を迎える。それを記念し、市民の読書意欲の高揚及び図書館の更なる利用促進を図ることを目的に開催する。

2 主な行事

(1) 記念講演会

- (ア) 日 時 平成28年9月22日(木・祝) 午後2時～午後4時
 会 場 前橋市中央公民館 ホール
 演 題 「図書館の本から夢が始まった」
 講 師 小原 玲 氏(動物写真家、群馬県立前橋高等学校出身)
 その他 会場内にて、講師小原氏の写真パネル展示を行う。
- (イ) 日 時 平成28年11月5日(土) 午後1時30分～3時30分
 会 場 前橋市立図書館 地下講堂
 演 題 「松平家記録」から読み解く武士たちの実相
 講 師 駒形 義夫 氏(前橋市立図書館松平家記録<県重要文化財>解説・監修、元前橋市立城東小学校校長)
- (ウ) 日 時 平成28年11月20日(日) 午後1時30分～午後3時30分
 会 場 前橋市立図書館 地下講堂
 演 題 前橋城絵図からわかること
 講 師 前橋市文化財保護課 課長 小島 純一 氏
- (エ) 日 時 平成29年2月11日(土・祝)
 会 場 前橋市立図書館地下講堂
 演 題 「前橋の旧町名～地名からみた郷土前橋の歴史～」
 講 師 「旧町名への旅」著者 倉地 啓仁 氏
 内 容 旧地名から前橋の歴史について読み解く(案)

(2) おはなしの会

- 日 時 ① 平成28年 5月22日(日) 午前10時30分～11時30分
 ② 平成28年 7月24日(日) 午前10時30分～11時30分
 ③ 平成28年11月27日(日) 午前10時30分～11時30分
 会 場 前橋市立図書館 地下講堂
 講 師 前橋市読み聞かせグループ連絡協議会、萌えぎの会
 内 容 絵本の読み聞かせ、人形劇、手遊び等
 その他 「ころとん」との写真撮影を行う。

(3) 図書館ミニシアター

日 時 ① 平成28年6月1日(水)～6月3日(金) 午前10時～12時頃まで

② 平成29年3月8日(水)～3月10日(金) 午前10時～12時頃まで

会 場 前橋市立図書館 3階視聴覚室

(4) 記念品

① 「しおり」 前橋市立図書館、前橋市立図書館分館、前橋こども図書館で配布

② 「ブックカバー、読書通帳」 前橋市立図書館HPにて掲載

(5) 主な展示

(ア) 貴重コレクション展①「司修装丁画コレクション展」

期 間 平成28年5月3日(火・祝)～7月3日(日)

場 所 2階展示室

内 容 司修装丁画

(イ) 小原玲記念講演会プレ展示「小原玲写真展」

期 間 平成28年7月20日(水)～9月11日(日)、9月22日(木・祝)

内 容 小原玲写真パネル展

※9月22日については場所を前橋市中央公民館ホールへ移動して展示する。

(ウ) 貴重コレクション展②「酒井家と松平家」

期 間 平成28年10月4日(火)～12月28日(水)

内 容 松平家記録、酒井家史料、祇園祭礼絵巻、前橋城図等前橋藩関係資料

(エ) 100周年感謝祭「100周年の〇〇」

期 間 平成29年1月17日(火)～3月20日(月)

内 容 100周年のイベント風景の写真展示

3 周知方法

広報まえばし、前橋市立図書館だより、図書館HP、前橋市ホームページ、フェイスブック等でも掲載予定。

「たいせつなあなたのためのブックキャンペーン（自殺予防啓発キャンペーン）」
の結果報告について

図書館

1 趣旨

自殺者数が増加傾向にある3月の自殺対策強化月間に合わせて、その原因や動機となっている健康、生活、経済、家庭、職場や学校での人間関係の問題等を中心に、健康増進課と連携して「たいせつなあなたのためのブックキャンペーン」と称した自殺予防キャンペーンを実施し、多くの方がいつでも身近で起こりうる問題として考える一つのきっかけとなるよう、所蔵資料等を提供するもの。

2 期間

平成28年3月1日（火）～平成28年3月21日（月）

3 場所 図書館1階（東玄関正面）

4 内容

(1) 自殺予防関連資料の展示及び貸出

展示冊数 200冊

総貸出し数 184冊

(2) 自殺防止に関するポスターの展示

(3) うつ病のチェックリスト掲示、リーフレットの配布

(展示状況)

